

Ⅱ 男女平等参画審議会からの意見

- 1 第5期名古屋市男女平等参画審議会委員
- 2 男女平等参画審議会からの意見

第5期名古屋市男女平等参画審議会委員

(任期：平成23年4月1日～平成25年3月31日)

委員氏名 (五十音順)	役職等
浅沼 律子	公募委員
天谷 祐子	名古屋市立大学 准教授
安間 優希	公募委員
岩瀬 富美子	名古屋市地域女性団体連絡協議会常任理事 中区女性団体連絡協議会会長
上野 顕子	金城学院大学 教授
内田 良	名古屋大学 准教授
江本 真理	弁護士 (愛知県弁護士会)
河口 友三佳	(株) ライフデザイン工房
後藤 高博	連合愛知名古屋地域協議会 副代表
斎藤 和志	愛知淑徳大学 教授
鈴木 宏行	愛知県経営者協会 企画・海外グループ部長
花井 喜代子	公募委員
山本 徹	学識経験者
横井 寿史	NPO 法人 BitL 代表 社会保険労務士
吉田 あけみ	椋山女学園大学 教授

「男女平等参画基本計画 2015」平成 23 年度の推進状況に対する 男女平等参画審議会からの意見

「男女平等参画基本計画 2015」（平 23～27。以下「基本計画 2015」という。）は、男女共同参画社会基本法の制定後最初の基本計画であった「男女共同参画プランなごや 21」を継承する形で平成 23 年 3 月に策定されました。

これまでの取組みにより、意思決定・政策立案過程への女性の参画は徐々に進んできましたが、対等な関係性の構築には至っていません。また、市民全体の意識変革は大きくは進んでおらず、こうした意識変革の遅れが DV 被害や労働における男女格差、女性ゆえ男性ゆえの生き辛さを生み出していると思われます。

こうした現状を変えていくために、審議会では、基本計画 2015 に基づく平成 23 年度の名古屋市の取組を評価しました。

評価は、基本計画 2015 の成果指標及び男女平等参画推進室が所管する事業、その他コメントが必要と思われる事業に重点をおき実施しました。

詳細は次ページ以降のとおりです。

【事業】

目標1 男女の人権の尊重

方針① 配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等の予防啓発・被害者支援		
4	女性のための総合相談	<p>男女センターにおける女性のための総合相談の件数は、例年3,000～3,500件程度で推移していたが、平成23年度は4,048件と急激に増加している。中でもDV相談件数は、例年800件前後で推移していたが、平成23年度は1,180件と急増している。DV被害者の回復と自立のためには精神的な支援が必要である。平成24年度からカウンセリング事業の新規実施などを行っているということであり、一層の支援の充実を要望する。</p> <p>また、多くの相談事例に対処するため専門相談員の人員補強を要望するとともに、専門相談員への負荷が増加していることから専門相談員向けの研修やメンタルケアの充実を要望する。</p>
5	男性相談事業	<p>男性相談の実施により見えてきた課題を整理し、男性の自立やより良い生き方を考えるきっかけとなる男性向け施策へとつなげていくことを要望する。</p> <p>また、若年層や高齢層からの相談が少ないので、各年齢層への効果的なPRの検討を要望する。</p>
方針② 生涯にわたる性と生殖に関わる健康と自己決定権の尊重		
16	妊娠・出産への健康支援	<p>名古屋市における合計特殊出生率は、平成21年より2年連続で上昇したものの、全国平均よりやや低い数値で推移している。</p> <p>平均初婚年齢の晩婚化や共働きの増加による妊娠・出産への影響が考えられるが、様々な選択肢から、自身に合った選択が出来るような情報提供などの支援を要望する。</p>
方針③ メディアにおける男女の人権の尊重		
方針④ 様々な困難(貧困・ひとり親・障害・同和問題・外国籍等)を抱える男女への支援		
23	ひとり親家庭の精神的な自立への支援	<p><事業番号23,24,25共通></p> <p>最近では雇用情勢の変化等により、父子家庭においても母子家庭と同様の悩みを抱える家庭が増加している。父子家庭に対しても母子家庭同様の支援の充実を要望する。</p>
24	ひとり親家庭の経済的な自立への支援	
25	ひとり親家庭の生活の自立への支援	
29	外国籍男女への支援	<p>外国人労働者数は毎年増加する傾向にある。多文化共生がさらに重要になってくると予想される子どもたち世代にその考え方をしっかり教育していくためには、学校教育における取り組みが必要である。策定された名古屋市多文化共生推進プランの事業計画及び学校現場での取組の充実を要望する。</p>
方針⑤ 多様な生き方(ひとり親・事実婚・単身世帯・同性愛等)への理解促進		
31	意識啓発事業	<p>多様な生き方を意識啓発する講座等を実施していることは評価できる。今後は、企業への理解促進のバックアップや行政としての支援の検討など、より一層の充実を要望する。</p>

目標2 男女平等・男女の自立のための意識変革

方針⑥ 固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発・相談		
33	男女平等参画啓発事業	男女平等参画を推進するためには、拠点施設のみならず、生涯学習センターなどと連携して、各区で行なう啓発活動も重要な施策である。料理教室など他施設の企画との重複が多い。男女平等参画の視点が薄いものも見受けられる。市の男女平等参画施策のPRとともに、男女平等参画の視点に立った事業を行うよう働きかけるよう要望する。
34	児童虐待防止相談事業	DVと児童虐待が同時に起こることもあり、その結果、子どもが痛ましい被害を被ることがある。DVと児童虐待の関連性を意識した対策を講じるよう要望する。
方針⑦ 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集		
39	調査・研究	DV被害の当事者及び支援者への調査を丹念に実施し、その結果を第2次DV計画に反映させており評価できる。今後も引き続き実態把握に努めるよう要望する。
方針⑧ 学校における男女平等教育の推進		
42	学校における副読本の作成	教材の配付にあたっては、学校での活用状況を把握し、授業等で使用してもらえるよう働きかけることが重要である。また、改訂中の中学生向け男女平等教育資料の作成にあたっては、授業実践に結びつくような教材にしていくよう要望する。
方針⑨ 地域・家庭における男女平等教育の推進		

目標3 方針決定過程への女性の参画

方針⑩ 市政における女性の方針決定過程への参画促進		
48	審議会等への女性委員の登用促進	<p>審議会における女性比率の上昇及び、女性委員がゼロとなっている審議会数の減少は評価できる。</p> <p>交通安全対策会議は、唯一女性委員が不在となっているが、より広い視野の意見を取り入れるために女性委員を登用するよう要請する。</p>
50	市職員の管理職等への登用促進	<p>市政における意思決定への女性の参画を進めていくためにも、女性管理職の登用は重要である。行政職における女性管理職の割合は少しずつ増えているものの、平成23年度の調査では、政令市の中で19市中14位に留まっている。他の政令市よりも先進となるような、女性管理職を更に増やすための取組を要望する。</p> <p>年々低下していた行政職昇任試験の受験率の是正のため、平成23年度より新たな制度の係長昇任選考を実施した結果、女性職員の受験率は22年度の2.9%から23年度は3.9%に上昇した。</p> <p>今後も選考制度にとどまらず、職員の育成、職域拡大等、更なる登用促進の取組を要望する。</p> <p>教育現場における女性の活躍は、身近なロールモデルという意味でも次世代を担う子どもたちへの影響が大きい。教員における女性管理職の割合は、他の政令市と比べて低くなっているだけでなく、母集団の割合と乖離している。現在の登用ルートでは、時間外活動に及ぶことが多く、ワーク・ライフ・バランス推進の観点からも問題があると思われるので、登用制度の見直しが必要であろう。さらに、自身が管理職を目指す意識を醸成するための取組を要望する。</p>
方針⑪ 地域社会における女性の方針決定過程への参画促進		
52	地域活動の委員における方針決定過程への女性の参画促進	<p>P T Aをはじめとする地域活動において、意思決定過程への女性の参画を進めていくためには女性の代表者を増やすことが重要である。地域活動の代表者に女性を登用するよう働きかけるとともに女性自身の意識を醸成するための取組を要望する。</p>
方針⑫ 企業、教育機関、団体等における女性の方針決定過程への参画促進		
54	女性の活躍推進企業認定・表彰制度	<p>制度導入後3年間で累計認定企業数が26社となり、徐々に制度の周知が進んでいるが、民間における女性の活躍を推し進めるためには、メリットを示すことも重要である。</p> <p>民間での女性の活躍がますます推進されるような実効性のある取組を要望する。</p>

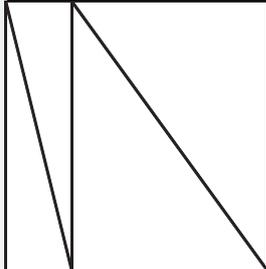
目標4 雇用等における男女平等

方針⑬ 雇用等における男女平等の推進・啓発		
方針⑭ 女性の職業能力開発と就業支援		
方針⑮ 男女労働者が働き続けるための子育て・介護支援		
72	市役所における両立支援の推進	<p>昨今の経済の落ち込みにより、民間企業の男性育児休業取得率が低下している。</p> <p>このような状況でこそ、市が率先して男性が育児休業を取得しやすい環境整備を行うなど民間への啓発につながるような取組を要望する。</p>

目標5 家庭・地域における男女の自立と平等参画

方針⑩ 男性の家事・育児・介護等への参画促進		
74	男性に対する啓発事業	性別にとらわれることなく、ともに豊かに暮らせる社会の実現に向けた取組・啓発を要望する。
方針⑪ 地域活動における男女平等参画の促進		
76	地域活動における男女平等参画の啓発事業	P T Aをはじめとする様々な地域活動に関して、活動時間帯の配慮や、代表者の性別の不均衡の是正等性別に関わらず参画することができるような取組みを推進するよう要望する。
方針⑫ 高齢期における男女の生活の自立		

その他

事業全般	
	<p>平成23年度の事業実績で、実施しなかった事業については、次年度以降実施するよう要望する。</p> <p>平成23年度実施しなかった事業としては、事業番号39「調査・研究」、同43「男女平等参画の視点に立ったキャリア教育の推進」、同76「地域活動における男女平等参画の啓発事業」の事業が該当する。</p>

【成果指標】

目標1	DVを人権侵害と認識する人の割合	DVを人権侵害と認識する人の割合は、平成23年度に86.8%まで上昇したものの、平成24年度には、計画策定時より、0.6ポイント低下している。原因を分析し、丁寧な読み取りを行い、また調査方法を見直すことにより、一層のDV防止に向けた取組みを推進するよう要望する。
目標2	男女の地位が平等と感じる市民の割合	男女の地位が平等と感じる市民の割合は、平成23年度に20.9%に上昇したものの、平成24年度は20.1%に低下している。また、国の調査（平成21年10月内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」）の23.2%と比較し、名古屋市民は男女の地位が平等と感じる割合が低い。原因を分析し、丁寧な読み取りを行い、また調査方法を見直すことにより、一層の男女平等参画意識の向上のための取組みを推進するよう要望する。